

宮城県資源管理指針

第1 宮城県の海洋生物資源の保存及び管理に関する基本的考え方

1 宮城県の漁業概観

宮城県の海岸線は、中央部に突出する牡鹿半島により南北に両分され、北部は複雑なリアス式海岸を形成しているのに対し、南部は平坦な砂浜海岸によって仙台湾を形成している。

牡鹿半島以北は岩礁域に富み、アワビ・ウニ等の魚介類やワカメ等の藻類を多産する他、小湾が多く存在し急深であるため良港が開けているとともに、養殖業が盛んである。

一方、牡鹿半島以南は、松島湾を利用した養殖業や、広大な仙台湾における刺網漁業・小型底びき網等の漁船漁業が盛んである。

昭和32年（1957年）以降の養殖業を除く漁獲量の推移をみると、昭和62年（1987年）には69万tに達したが、その後は減少し、近年は20万トン台で安定していた。（図1）。

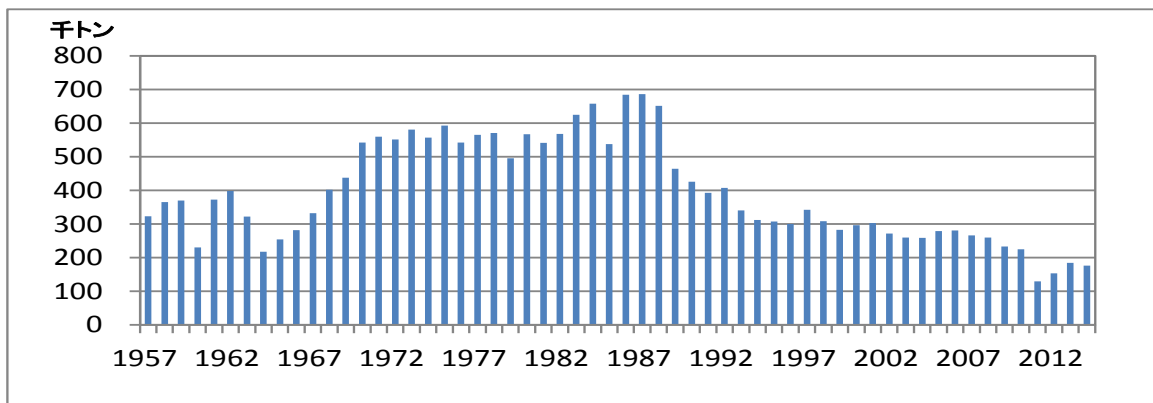


図1 宮城県漁業生産量の推移（漁業・養殖業生産統計年報をもとに作成）

平成22年の統計によれば、漁業生産量は、養殖業を含めて約35万トンで北海道に次いで全国第2位、漁業生産額は777億円で全国第5位と、全国でも有数の生産をあげており、関連する水産加工業とともに沿岸県地域の基幹産業となっている。

平成23年の東日本大震災により漁業生産量は約13万トンに大きく減少したが、漁船や漁港施設、魚市場等、水産基盤の復旧整備に伴い、平成24年以降回復傾向にある。

表1ー海面漁業及び養殖業生産量、生産額（単位：トン、百万円）

区分		平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
全国	生産量	5,670,063	5,668,877	5,652,115	5,638,938	5,519,687	5,349,446	5,233,440	4,692,819	4,798,024	4,730,921
	生産額	1,500,170	1,498,575	1,528,270	1,575,968	1,542,398	1,381,447	1,400,139	1,327,357	1,329,011	1,354,378
宮城県	生産量	399,886	416,476	415,208	392,957	379,157	371,291	347,911	159,089	195,885	246,260
	海面漁業	258,437	278,691	280,616	265,619	259,526	232,588	224,588	129,400	152,792	184,507
	海面養殖業	141,449	137,785	134,592	127,338	119,631	138,703	123,323	29,689	43,093	61,753
	生産額	81,730	79,498	85,126	80,833	82,861	79,086	77,679	43,812	49,934	57,002
	海面漁業	56,626	52,131	56,919	57,210	59,760	53,262	52,353	38,522	39,217	43,709
	海面養殖業	25,104	27,367	28,207	23,624	23,101	25,824	25,326	5,289	10,718	13,293

（漁業・養殖業生産統計年報をもとに作成）

2 宮城県の資源管理実態

県が平成 16 年 6 月に策定した「水産業の振興に関する基本的な計画」（以下「水産基本計画」という。）（平成 20 年 3 月変更）では、水産資源の保全・管理や水産動植物の養殖及び増殖の推進に取り組むこととしており、その中で人為的手法を用いて資源の持続的増大を図る資源管理型漁業の体制整備と実践を、これまで以上に重要なものとして位置づけている。また、震災からの復旧に向けた取組を一層加速するとともに、本格的な復興に向けた取組を強化するため、平成 26 年 10 月に新たな「水産基本的計画」を策定した。「水産基本計画」では、平成 26 年度から 29 年度までを「再生期」、平成 30 年度から平成 32 年度までを「発展期」とし、資源管理の取組・実践を推進し、安定した漁業資源の維持に努めることとしている。

県では、マコガレイ・マアナゴを対象とした資源回復計画（平成 20 年 2 月策定）を定め、漁業者もこれに基づく実践活動を行っているほか、他の魚種についても、漁業者自らが、漁獲サイズの制限等の様々な自主的資源管理に取り組んでいる（表 2）。

表 2－資源管理の自主的取組事例

対象種	取組開始	実施地域	管理措置の内容
ヒラメ	H8年4月～	県北部	全長30cm未満魚の漁獲禁止・再放流
	H12年5月～	県中南部	全長35cm未満魚の漁獲禁止・再放流
ホシガレイ	H8年4月～	全県	全長30cm未満魚の漁獲禁止・再放流
マアナゴ	H13年4月～	全県	全長30cm未満魚の漁獲禁止・再放流
アイナメ	H17年1月～	県北部	全長25cm未満魚の漁獲禁止・再放流
マコガレイ	H15年2月～	県北部	全長20cm未満魚の漁獲禁止・再放流
			産卵期(2月)の10日間の一斉網揚げ
	H19年1月～		目合3.5寸未満の刺網の使用禁止
	H18年12月～	県中部	目合3.8寸未満の刺網の使用禁止
	H17年12月～	仙台湾	産卵親魚の保護区域設定(海区漁業調整委員会指示発動)

3 資源管理の方向性

水産資源の持続的利用を図るため、公的管理措置（公的規制）を遵守するとともに、本指針に定める内容や、本指針以外に各地域で取り組まれている種苗放流をはじめとした資源管理型漁業への取組を漁業者、県民、行政が一体となって進めるほか、県民の資源管理に対する理解を促進する。

なお、本指針における公的規制とは、漁業関係法令に基づく各種規制（漁業権行使規則並びに海区及び広域漁業調整委員会指示を含む。）を指すものとするが、公的管理措置であっても従来自主的に実施されていた資源管理の取組であって、水産基本計画（平成 14 年 3 月閣議決定）に基づく取組の開始された平成 14 年度以降にこれら公的管理措置に移行したものについては、本指針においては、自主的取組とみなし取り扱うものとする。

（1）TAC制度の遵守

- ・「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」に基づき国が 7 魚種を対象に、漁業種類

や都道府県別に定める漁獲可能量（TAC）について、引き続き遵守を指導していく。

〔TAC対象種〕サンマ、スケトウダラ、マアジ、サバ類（マサバ、ゴマサバ）、マイワシ、スルメイカ、ズワイガニの7魚種

（2）自主的管理の促進

・ヒラメ、マコガレイ、マアナゴなど沿岸の有用魚種を対象に、漁業者自らが取り組む漁獲サイズ制限、仙台湾における水産動植物の保護区域の設定（平成20年より委員会指示に移行）及び産卵後親魚の再放流等、漁業者が自主的に取り組む資源管理型漁業の実践を引き続き支援する。

（3）資源回復計画の策定

・本県では早急に資源の回復を図ることが必要なマコガレイ及びマアナゴを対象に、関係団体の意見等を踏まえながら、資源回復計画を作成し（平成20年2月18日公表、表3）、平成19年度から平成23年度にかけて実施した。

表3－資源回復計画の概要

対象魚種	対象海域	資源回復計画の目標	資源回復のため講じる措置
マコガレイ	仙台湾	年間漁獲量250トン (10年前の平均漁獲水準)	保護区域の拡大 産卵後の親魚の買上再放流
	牡鹿半島以北	年間漁獲量50トン (10年前の平均漁獲水準)	一斉網上げの拡大
マアナゴ	宮城県全域	年間漁獲量400トン (10年前の平均漁獲水準)	全長30cm未満の放流 ノレソレ(葉形仔魚)漁獲を禁止

（4）協調操業体制の確立

・資源管理の実践には、管理措置に対する関係漁業者の合意形成が必要となることから、本県では、漁獲対象魚種や漁場が競合する漁業者間の相互の信頼関係と操業ルールを築くための協議の場を設けており、こうした場における協議を促進支援することにより協調体制を確立する。

第2 海洋生物資源毎の動向及び管理の方向

【魚種別資源管理】

1 アワビ

（1）資源及び漁獲の状況

宮城県で漁獲されるエゾアワビは、北海道日本海側、津軽海峡沿岸から東北地方沿岸に分布し、潮下帯から水深10mにかけて海藻の繁茂する岩礁や転石域に生息する。本県のアワビ漁業は、漁協の取り決めにより鉤取り及び潜水による採捕とされている。

稚貝放流数量と漁獲量の推移は表4のとおりであり、近年の漁獲量は年により大きく変動しているが、震災の影響で平成23、24年は漁獲量が大幅に減少した。震災で県の種苗生産施設が壊滅したが、平成24年より他県から導入した種苗の放流を継続しており、施設が復旧次第、種苗生産・放流を再開する。

表4ーアワビ漁獲量・漁獲金額・放流数量の推移

年	漁獲量(トン)	漁獲金額(百万円)	放流数量(千個)
平成17年	156	1277	1273
平成18年	253	2,216	1,271
平成19年	266	1,709	1,253
平成20年	131	943	1,341
平成21年	213	1,248	1,231
平成22年	141	915	1,131
平成23年	104	536	0
平成24年	96	565	127
平成25年	135	738	333

(漁業・養殖業生産統計年報をもとに作成)

(2) 資源管理目標

種苗放流等の人為的資源添加を図りながら、漁獲努力量を抑制することによりアワビ資源の一層の造成を図り、漁獲量の安定化を図る。

(3) 資源管理措置(鉤取り、潜水器によるアワビ漁業)

アワビ資源については、漁業調整規則、漁業許可の内容及び制限又は条件、第1種共同漁業権免許の内容並びに漁業権行使規則を遵守するほか、以下の自主的資源管理措置に取り組む必要がある。

宮城県漁協七ヶ浜支所

- ① 操業区域制限(保護区域の設定)
- ② 種苗放流

牡鹿漁協

- ① 操業時間制限

上記以外の漁協及び宮城県漁協支所

- ① 操業日数制限

また、以上の措置のほか、密漁防止対策の取組や漁場環境の保全を通して資源の回復・維持を図る必要がある。

2 ヒラメ及びマコガレイ

(1) ヒラメ

① 資源及び漁獲の状況

ヒラメは、日本各地の海に広く分布しており、主に水深 40～100m程の砂泥域に分布する。仙台湾のヒラメは、5～9月に水深 20～50mの粗砂または砂礫地帯で産卵し、着底した稚魚は水深 10m以浅の砂や砂泥域で過ごした後、全長 7～10cm になると次第に深場に移動する。

宮城県では主に、刺網漁業及び小型底びき網漁業等により漁獲され、重要な漁獲対象種であることから、昭和 50 年代に本県の栽培漁業の対象種となった。種苗生産技術はほぼ確立されたことから、財団法人宮城県水産公社（現：公益財団法人宮城県水産振興協会）に生産技術が移転され、引き続き種苗生産や放流が行われてきた。震災で県の種苗生産施設が壊滅したが、平成 24 年より他県から導入した種苗の放流を継続しており、施設が復旧次第、中間育成・放流を再開する。

近年の漁獲量は、種苗放流の継続、卓越年級群の発生等により増加傾向にあった。なお、震災の影響で平成 23、24 年は漁獲量が減少したが、平成 25、26 年は、震災以前の卓越年級群の発生と、震災による漁獲圧の低下により、漁獲量が急増した。

表 5－ヒラメ漁獲量・漁獲金額・放流数量の推移

年	漁獲量(トン)	漁獲金額(百万円)	放流数量(千尾)
平成17年	132	149	606
平成18年	262	198	291
平成19年	315	279	239
平成20年	264	285	267
平成21年	316	499	440
平成22年	302	302	622
平成23年	197	214	30
平成24年	215	171	200
平成25年	954	490	220
平成26年	1,403	842	20

(宮城県総合水産行政情報システムをもとに作成)

② 資源管理目標

再生産に寄与する産卵親魚を保護し、卓越年級群の発生に頼らず震災前の漁獲量である 300 トン程度を維持する。

(2) マコガレイ

① 資源及び漁獲の状況

マコガレイは、北海道南部から本州、九州、朝鮮半島、東シナ海に分布し、宮城県では水深 50m 以浅のシルト域に多く分布する。産卵期は仙台湾で 12 月中旬から 1 月上旬、金華山以北では 1～3 月となっている。仙台湾では主に小型底びき網及び刺網により、金華山以北では主に刺網により漁獲される。

宮城県の漁獲量は、平成 12 年まで 300 トン台の漁獲量を保っていたが、それ以降減少傾向を示したことから、産卵親魚の保護等漁業者による自主的な資源管理が行われたほか、平成 20 年 2 月に資源回復計画を策定し、操業区域規制（保護区設定）等の取組が開始された結果、近年の漁獲量は回復傾向にある。なお、震災の影響で平成 23、24 年は漁獲量が減少したが、平成 25 年以降徐々に震災前の水準に回復している。

表 6 マコガレイ漁獲量・漁獲金額の推移

年	漁獲量(トン)	漁獲金額(百万円)
平成17年	152	107
平成18年	224	124
平成19年	238	115
平成20年	229	116
平成21年	247	135
平成22年	233	137
平成23年	122	60
平成24年	184	142
平成25年	202	131
平成26年	240	118

(宮城県総合水産行政情報システム、石巻魚市場水揚帳票、女川魚市場水揚帳票をもとに作成)

② 資源管理目標

平成 12 年以前の平均漁獲水準である 300 トン（仙台湾 250 トン、金華山以北 50 トン）程度の漁獲を目標とする。

(3) 資源管理措置（刺網・小型底びき網漁業）

ヒラメ・マコガレイ資源については、漁業調整規則、漁業許可の内容及び制限又は条件、第 2 種共同漁業権免許の内容及び制限又は条件、漁業権行使規則等を遵守するほか、以下の自主的資源措置に取り組む必要がある。

① 操業区域規制（保護区の設定）

※（平成 25 年 11 月 22 日付け宮城海区漁業調整委員会指示第 5 号）

② 種苗放流（ヒラメ）

また、以上の措置のほか、マコガレイについて休漁、漁獲物の全長規制、漁具規制、

産卵後親魚（ガツパ魚）の再放流，ヒラメについて漁獲物の全長規制を継続して実施する必要がある。

3 ツノナシオキアミ（イサダ）

（1）資源及び漁獲の状況

ツノナシオキアミは，太平洋側ではオホーツク海南西部から駿河湾にかけて分布しており，三陸沖では2～4月にかけて親潮が南下するのに伴い，水温が7～8℃の水温帯に分布が集中するところを船びき網等で漁獲する。

主に釣り餌や養殖用餌料として利用されており，震災前の漁獲量は15,000トン～21,000トン，漁獲金額は412百万円～1,004百万円で推移し，比較的安定した漁獲量を維持している。なお，震災の影響で平成23年は漁獲が行われず，平成24年も漁獲量7千トン，漁獲金額290百万円に減少したが，平成25年以降徐々に震災前の水準に近づいている。

表7 ツノナシオキアミ漁獲量・漁獲金額の推移

年	漁獲量(トン)	漁獲金額(百万円)
平成17年	20,123	412
平成18年	18,935	621
平成19年	18,411	974
平成20年	18,630	904
平成21年	14,645	572
平成22年	17,693	1,004
平成23年	0	0
平成24年	7,155	290
平成25年	13,025	424
平成26年	10,023	459

（宮城県総合水産行政情報システムをもとに作成）

（2）資源管理目標

漁期毎に資源状況等からツノナシオキアミ漁獲量の上限を設定し，漁獲量を維持する。

（3）資源管理措置（船びき網漁業・すくい網漁業）

ツノナシオキアミ資源については，漁業調整規則並びに漁業許可の内容及び制限又は条件を遵守するとともに，持続的な資源の利用を図るため近県との調整を行いながら，以下の自主的資源管理措置に取り組む必要がある。

① 休漁（当該漁期毎の自主的な調整方針に定める）

また，宮城県小型漁船部会の自主調整方針に定める個別漁船ごとの1日の漁獲量制限，

当該漁期の総量制限，操業時間の制限についても併せて実施する必要がある。

4 イカナゴ（コウナゴ・メロウド）

（1）資源及び漁獲の状況

イカナゴは，日本各地の海に広く分布しており，宮城県では，水温が 15℃以上になる 7～10 月は砂に潜り夏眠し，11～12 月になると成熟・産卵する。卵は 1 月に孵化し，3～5 月頃になると火光利用敷網漁業での漁獲対象となる。

震災前の漁獲量は約 350 トン～8,000 トン，漁獲金額は 170 百万円～800 百万円と年により漁獲変動の激しい魚種である。なお，震災の影響で平成 23，24 年は漁獲量 166～478 トン，漁獲金額 13～67 百万円に減少したが，平成 25 年以降徐々に震災前の水準に近づいている。

表 8－イカナゴ漁獲量・漁獲金額の推移

年	漁獲量(トン)	漁獲金額(百万円)
平成17年	6,087	513
平成18年	3,673	330
平成19年	347	175
平成20年	7,880	795
平成21年	1,555	655
平成22年	3,911	577
平成23年	166	13
平成24年	478	67
平成25年	2,823	363
平成26年	1,224	164

（宮城県総合水産行政情報システムをもとに作成）

（2）資源管理目標

漁期毎に資源状況等からイカナゴ漁獲量の上限を設定し漁獲量を維持する。

（3）資源管理措置（コウナゴ：火光利用敷網漁業，メロウド：すくい網漁業）

イカナゴ資源については，漁業調整規則並びに漁業許可の内容及び制限又は条件を遵守するとともに，持続的な資源の利用を図るため，以下の自主的資源管理措置に取り組む必要がある。

① 休漁（当該漁期毎の自主的な調整方針に定める）

また，宮城県小型漁船部会の自主調整方針に定める個別漁船ごとの 1 日の漁獲量制限，当該漁期の総量制限についても併せて実施する必要がある。

5 マアナゴ

(1) 資源及び漁獲の状況

マアナゴは日本各地、朝鮮半島、東シナ海の水深 500m よりも浅い海域に生息するウナギ目アナゴ科の魚類であり、宮城県の海域では仙台湾に多く分布する。マアナゴの生活史（生態）には不明な点が多く、これまでのところ、断片的な知見しか得られていない。仙台湾では5月～12月を漁期とし、主にアナゴ筒漁業で漁獲される。

本県におけるマアナゴの漁獲量は平均すると400トン前後で推移している。なお、震災の影響で平成23年は漁獲量195トンにとどまったが、平成24年は397トン、平成25年は569トン、平成26年は500トンまで回復した。

また、仙台湾のマアナゴは大型で味がよいブランド魚であることから、漁獲変動を小さくして安定生産を確保することが重要な課題となっている。

表9－マアナゴ漁獲量・漁獲金額の推移

年	漁獲量(トン)	漁獲金額(百万円)
平成17年	317	269
平成18年	441	315
平成19年	553	426
平成20年	421	352
平成21年	369	331
平成22年	325	255
平成23年	195	110
平成24年	397	338
平成25年	569	551
平成26年	500	493

(宮城県総合水産行政情報システム、宮城県漁協表浜支所水揚帳票をもとに作成)

(2) 資源管理目標

過去10年間の漁獲動向から、年変動を少なくし、400トンの漁獲を維持する。

(3) 資源管理措置

マアナゴ資源については、漁業調整規則、第2種共同漁業権免許の内容及び制限又は条件並びに漁業権行使規則等を遵守するほか、平成20年2月12日に公表した資源回復計画に基づき取り組んできた全長制限やノレソレの漁獲禁止を引き続き推進するとともに、自主的資源管理措置として以下の措置に取り組む必要がある。

① 休漁

6 スルメイカ

(1) 資源及び漁獲の状況

スルメイカは、本県近海では冬季発生系群の一部を漁獲している。産卵場は主に東シナ海、産卵期は冬季で、夏季に東北・北海道・北方四島近海やオホーツク海に達する。雄は約6～7ヶ月、雌は約7～8ヶ月以降に成熟し、産卵する。寿命は約1年。主にいか釣り、底曳き網、定置網等で漁獲される。

スルメイカ資源については、TAC魚種として水産庁及び国立研究開発法人水産総合研究センターで毎年資源評価が行われており、海洋生物の保存及び管理に関する計画で知事管理量として漁獲可能量を定めている。資源の状況は、資源量をみると、冬季発生系群は平成27年で79.6万トンであり、資源水準は中位、過去5年間（平成23年～平成27年）の資源量の推移から動向は減少と判断されている。

震災前のスルメイカ漁獲量は、約10,000～20,000トンの範囲で推移し変動が大きかったが、震災の影響で平成23、24年は漁獲量4,500～8,500トンにとどまった。平成25、26年の漁獲量は、5,000～6,500トンの範囲で推移している。

表10—スルメイカ漁獲量・漁獲金額の推移

年	漁獲量(トン)	漁獲金額(百万円)
平成17年	12,128	2,227
平成18年	9,860	1,807
平成19年	19,807	2,313
平成20年	12,481	1,519
平成21年	18,971	2,380
平成22年	14,820	2,830
平成23年	8,422	1,388
平成24年	4,670	745
平成25年	6,474	1,360
平成26年	5,283	1,000

(宮城県総合水産行政情報システムをもとに作成)

(2) 資源管理目標

当該資源はTAC制度を中心として資源管理が図られており、今後も国と連携しながら適切な資源管理を行い、漁獲量を維持する。

(3) 資源管理措置

スルメイカ資源については、漁業調整規則並びに漁業許可の内容及び制限又は条件を含む漁業関係法令を遵守するほか、以下の自主的資源管理措置に取り組む必要がある。

① 休漁

7 シロサケ

(1) 資源及び漁獲の状況

シロサケは、北太平洋に分布し、北海道から本州北部の河川に遡上して産卵し、4～5年魚が主群となる。人工孵化放流事業の対象となっている。本県では定置網や刺網等で漁獲される。

震災前のシロサケ来遊数は、平成20～21年度には9,000トンを超え、上昇傾向にあったが、震災直前の平成22年度には6,000トンに満たない不漁となった。震災の影響で平成23～24年度には、3,602トンまで減少したが、平成25年以降約5,500～6,500トンまで回復している。

表11ーシロサケ漁獲量・放流数量の推移

年	漁獲量(トン)	漁獲金額(百万円)
平成17年度	6,250	1,423
平成18年度	6,651	2,084
平成19年度	6,859	2,135
平成20年度	9,983	3,521
平成21年度	9,343	2,450
平成22年度	5,212	1,964
平成23年度	3,602	1,538
平成24年度	3,602	1,612
平成25年度	6,514	2,248
平成26年度	5,753	2,613

(宮城県ホームページ：さけ捕獲・採卵速報をもとに作成)

(2) 資源管理目標

漁期毎に資源状況等から適切な資源管理を行うとともに、ふ化放流事業に積極的に協力し、漁獲量を維持する。

(3) 資源管理措置

シロサケ資源については、漁業調整規則、漁業許可の内容及び制限又は条件、第2種共同漁業権免許の内容及び制限又は条件並びに漁業権行使規則等を遵守するほか、以下の自主的資源管理措置に取り組む必要がある。

① 休漁

また、以上の措置のほか、種苗放流についても実施する必要がある。

8 サンマ

(1) 資源及び漁獲の状況

サンマは、北太平洋に広く分布し、秋に産卵のため南下する。北海道や三陸の太平洋沿岸で、集魚灯を備えた棒受網で漁獲される。本県近海では太平洋北西部系群の一部を漁獲している。

サンマ資源については、TAC 魚種として水産庁及び国立研究開発法人水産総合研究センターで毎年資源評価が行われており、海洋生物の保存及び管理に関する計画で漁獲可能量として知事管理量を定めている。資源水準は、過去のCPUE（1操業当たりの漁獲量）との比較において、中位水準にあると判断されている。また、資源量は過去5年間（平成23年～平成27年）で減少と増加を繰り返していることから、動向は横ばいと判断されている。

震災前のサンマの漁獲量は、約50,000～100,000トンの範囲で推移し変動が大きかったが、震災の影響で平成23、24年は漁獲量13,000～32,000トンにとどまった。平成25、26年の漁獲量は、約25,000～52,000トンの範囲で推移している。

表12ーサンマ漁獲量・漁獲金額の推移

年	漁獲量(トン)	漁獲金額(百万円)
平成17年	59,412	3,229
平成18年	63,468	3,380
平成19年	75,651	5,162
平成20年	98,155	4,923
平成21年	76,215	4,379
平成22年	48,608	5,236
平成23年	13,364	1,206
平成24年	31,682	2,118
平成25年	23,791	3,481
平成26年	51,368	4,674

(宮城県総合水産行政情報システムをもとに作成)

(2) 資源管理目標

当該資源はTAC制度を中心として資源管理が図られており、今後も国と連携しながら適切な資源管理を行い、漁獲量を維持する。

(3) 資源管理措置

サンマ資源については、漁業調整規則を含む漁業関係法令を遵守するほか、以下の自主的資源管理措置に取り組む必要がある。

① 休漁

9 マダラ

(1) 資源及び漁獲の状況

マダラは、北太平洋に分布し、深所（100～550m）に生息し、主に沖合底びき網漁業で漁獲される。冬季には産卵のため水深数十 m の浅瀬に移動し、この時期に延縄や刺網などで漁獲される。本県近海では太平洋北部系群の一部を漁獲している。

マダラ資源については、水産庁及び国立研究開発法人水産総合研究センターで毎年資源評価が行われており、平成 27 年時点の資源水準は高位で、資源量は増加傾向であるとされている。

震災前のマダラの漁獲量は、約 6,000～15,000 トンの範囲で推移し変動が大きかったが、震災の影響で平成 23、24 年は漁獲量 3,900～5,100 トンに減少したが、平成 25 年以降約 13,000～14,500 トンまで回復している。

表 1 3－マダラ漁獲量・漁獲金額の推移

年	漁獲量(トン)	漁獲金額(百万円)
平成17年	15,088	2,061
平成18年	10,928	2,140
平成19年	13,105	2,316
平成20年	6,571	1,756
平成21年	9,649	1,499
平成22年	13,383	1,621
平成23年	3,961	619
平成24年	5,143	584
平成25年	13,289	1,398
平成26年	14,413	2,322

(宮城県総合水産行政情報システムをもとに作成)

(2) 資源管理目標

漁期毎に資源状況等から適切な資源管理を行い、漁獲量を維持する。

(3) 資源管理措置

マダラ資源については、漁業調整規則、第 2 種共同漁業権免許の内容及び制限又は条件並びに漁業権行使規則等を遵守するほか、以下の自主的資源管理措置に取り組む必要がある。

① 休漁

10 クロマグロ

(1) 資源及び漁獲の状況

資源の状況については、北太平洋まぐろ類国際科学委員会において、現在、1952 年（昭和 27 年）～2012 年（平成 24 年）における推定資源量の最低レベルに近いと推定されて

おり、この背景には、親魚資源が減少し、小型魚を中心に漁獲圧が増加していることが考えられている。現在の資源水準は低位、動向は減少と判断されている。

宮城県では、そのほとんどが大中小型まき網漁業、定置網漁業、かじき等流し網漁業で漁獲される。漁獲量は年変動が大きく、平成17年以降310トンから1,814トンの間で推移している。

表14 クロマグロ漁獲量・漁獲金額の推移

年	漁獲量(トン)	漁獲金額(百万円)
平成17年	844	1,138
平成18年	1,814	1,322
平成19年	569	809
平成20年	463	653
平成21年	1,050	1,489
平成22年	310	418
平成23年	356	562
平成24年	344	696
平成25年	485	589
平成26年	418	534

(宮城県総合水産行政情報システムをもとに作成)

(2) 資源管理目標

資源水準は低位、動向は減少と判断されていることから、資源量の回復を目的とする。

(3) 実施すべき自主的資源管理措置

太平洋クロマグロに係る資源管理については、中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)における国際的合意に基づき、現在の親魚資源量(約2.6万トン)を10年以内に歴史的な中間値(約4.3万トン)まで回復させることを目標とし、30キロ未満の小型魚の漁獲について、2002年から2004年までの年間平均漁獲実績から半減する措置が2015年(平成27年)1月から導入されている。

大中小型まき網漁業は、(一社)全国まき網漁業協会が資源管理計画を作成して漁獲量管理、かじき等流し網漁業は、漁業者が水揚げの度に水産庁へ報告、定置網漁業等の沿岸漁業は、各都道府県において漁獲管理することとなっている。

①定置網漁業

定置網漁業については、特定の魚種、サイズを選択的に漁獲する漁法ではなく、特定魚種に限定した資源管理は困難であるため、漁業種別資源管理として包括的に資源管理に取り組む必要がある。具体的な取り組みについては、後述(12 定置網漁業)の内

容に従うものとする。

【漁業種類別資源管理】

1.1 貝桁漁業（アカガイ・ウバガイ・コタマガイ）

本県の貝桁漁業はアカガイ、ウバガイ、コタマガイを漁獲対象としているが、同一漁法で複数種の貝類を漁獲対象とすることから、貝桁漁業全体で管理することが適当と考えられる。

(1) アカガイ

① 資源及び漁獲の状況

アカガイは北海道南部から九州、朝鮮半島、中国大陸にかけて分布し、水深 10～50 m までの砂泥域に棲息する。殻の表面に 42 前後の放射状の溝があるのが特徴で、植物プランクトンや有機懸濁物を餌料とし、本県では、仙台湾が主な漁場であり、7～8 月に産卵、3 年から 4 年で殻長 7～8 cm に成長し、大きいものでは殻長 10 cm に達する。貝桁網（底びき）漁法で漁獲され、水揚げは 7～8 月の禁漁期を除き周年行われる。

震災前の漁獲量は、54～106 トン（表 1.5）で推移していた。震災の影響で平成 23 年は漁獲量 28 トンにとどまったが、平成 24 年は 78 トンの漁獲があった。平成 25、26 年の漁獲量は、115～129 トンの範囲で推移している。

表 1.5 - アカガイ漁獲量・漁獲金額の推移

年	漁獲量(トン)	漁獲金額(百万円)
平成17年	73	60
平成18年	106	71
平成19年	54	64
平成20年	89	126
平成21年	88	150
平成22年	97	144
平成23年	28	43
平成24年	78	159
平成25年	129	236
平成26年	115	198

（宮城県総合水産行政情報システム、宮城県漁協仙台支所水揚げ帳票をもとに作成）

② 資源管理目標

平成 18～22 年の平均漁獲量である 87 トン程度の漁獲を維持する。

(2) ウバガイ（ホッキガイ）

① 資源及び漁獲の状況

ウバガイは日本海北部と茨城以北の太平洋、シベリア沿岸まで分布し、外洋に面した浅い海の砂質域に棲息する。仙台湾での産卵期は4月～6月頃で、約1ヶ月の浮遊期間を経て水深5m～9mの砂質域に着底し、植物プランクトンや有機懸濁物を餌料として約1年で殻長3～4cm、3年で7～8cmにまで成長する。貝桁網（底びき）漁法で主に12～3月に漁獲される。

震災前の漁獲量は、55～115トンで推移していたが、震災後の平成24年は3トンの漁獲にとどまった。平成25、26年の漁獲量は、38～45トンの範囲で推移している。

表16－ウバガイ漁獲量・漁獲金額の推移

年	漁獲量(トン)	漁獲金額(百万円)
平成17年	115	59
平成18年	83	43
平成19年	59	28
平成20年	55	26
平成21年	58	26
平成22年	63	26
平成23年	41	17
平成24年	3	1
平成25年	38	21
平成26年	45	24

(宮城県総合水産行政情報システム、宮城県漁協山元支所水揚帳票をもとに作成)

② 資源管理目標

平成18～22年の平均漁獲量である64トン程度の漁獲を維持する。

(3) コタマガイ

① 資源及び漁獲の状況

コタマガイは、北海道南部から九州にかけて分布し、外洋に面した砂浜浅海に生息する。殻は三角形に近く、ハマグリより膨らみは弱い。本県では貝桁網（底びき）漁法で漁獲される。漁獲は、7～8月の禁漁期を除き周年行われる。近年の漁獲量は、年により大きく変動している。震災の影響で平成23、24年は32～34トンの漁獲量にとどまった。平成25、26年の漁獲量は、11～15トンの範囲で推移している。

表 17ーコタマガイ漁獲量・漁獲金額の推移

年	漁獲量(トン)	漁獲金額(百万円)
平成17年	102	15
平成18年	45	9
平成19年	19	5
平成20年	10	3
平成21年	114	22
平成22年	110	30
平成23年	32	9
平成24年	34	11
平成25年	15	5
平成26年	11	5

(宮城県総合水産行政情報システムをもとに作成)

② 資源管理目標

平成 18～22 年の平均漁獲量である 60 トン程度の漁獲を維持する。

(4) 資源管理措置

貝桁漁業の漁獲量を維持するためには、漁業調整規則、漁業許可の内容及び制限又は条件、第 1 種共同漁業権免許の内容及びに漁業権行使規則の遵守に加え、以下の自主的資源管理措置に取り組む必要がある。

① 休漁

また、以上の措置のほか、操業時間の規制、漁具規制、操業区域規制、種苗放流、小型貝の再放流、漁場環境の整備についても引き続き実施する必要がある。

1.2 定置網漁業

(1) 漁獲の状況

本県では、第 2 種共同漁業権に基づく水深 27m 以浅の小型定置網と、定置漁業権に基づく 27m 以深に敷設される大型定置網がある。大型定置網の漁獲対象はイワシなどの小型魚からマグロ類の大型魚まで多岐にわたり、また、小型定置網については、その規模や構造も多くの種類がある。これら定置網漁業は特定の魚種を選択的に漁獲することは困難であることから、漁業種類別に管理することが適当と考えられる。

震災前の定置網漁業による漁獲量は大型定置網 23,000～30,000 トン、小型定置網 1,300～2,800 トンとほぼ安定した漁獲量で推移している。

震災の影響で平成 23、24 年の大型定置網は漁獲量 10,000～13,000 トン、小型定置網は漁獲量約 1,000 トン程度にとどまった。平成 25、26 年の漁獲量は、大型定置網 20,000～21,500 トン、小型定置網 1,400～1,500 トンの範囲で推移している。

表 1 8 一定置網漁業の漁獲量・漁獲金額の推移

年	大型定置網		小型定置網	
	漁獲量(トン)	漁獲金額(百万円)	漁獲量(トン)	漁獲金額(百万円)
平成17年	27,931	2,103	2,548	349
平成18年	26,636	2,192	2,839	511
平成19年	23,187	2,612	2,414	547
平成20年	28,470	3,696	2,450	656
平成21年	23,300	2,322	2,617	587
平成22年	30,313	2,819	1,265	417
平成23年	9,758	927	895	396
平成24年	12,878	1,476	1,098	452
平成25年	21,439	3,026	1,512	471
平成26年	20,281	3,296	1,447	548

(宮城県ホームページ：県内産地魚市場水揚物水揚統計をもとに作成)

(2) 資源管理目標

大型定置網漁業においては、平成 18～22 年の平均漁獲量である 26,000 トン程度の漁獲量、小型定置網漁業においては、平成 18 年～22 年の平均漁獲量である 2,300 トン程度の漁獲量を維持する。

(3) 資源管理措置

定置網漁業の漁獲量を維持するためには、漁業調整規則、定置漁業権免許の内容及び制限又は条件、第 2 種共同漁業権免許の内容及び制限又は条件並びに漁業権行使規則を遵守するほか、以下の自主的資源管理措置に取り組む必要がある。

① 休漁

また、資源水準の低下が顕著となっているクロマグロが漁獲される定置網については、強度資源管理に取り組む必要がある。

② 休漁（強度資源管理）

なお、以上の措置のほか、網目規制、種苗放流（サケ、ヒラメ、ホシガレイ）についても実施する必要がある。

第3 その他

本資源管理指針に従い、関係する漁業者が資源管理計画を定めた場合には、同計画に記載される自主的資源管理措置について、確実に履行することが必要である。このことから、宮城県資源管理・漁場改善推進協議会（以下「協議会」という。）は、別紙に記載する手法を用い、その履行を適切に確認することとし、各関係漁業者は、協議会の行う履行確認に積極的に協力しなければならない。

また、履行確認については、県の総合水産行政情報システムも合わせて活用することと

する。

なお、関係漁業者は、休漁期間中も含め、資源管理型漁業を推進するため、アワビ・ヒラメ等の種苗放流による資源の維持培養を図るとともに、水質の保全、魚礁の設置、藻場・干潟の保護、森林の保全及び整備による漁場や環境の整備、改善に取り組むこととする。

さらに、本指針に記載のない魚種及び漁業種類であって、従前より実施してきている資源管理措置についても引き続き誠実に実施することとする。

附則

- 1 この指針は平成 23 年 6 月 28 日から施行する。
- 2 平成 23 年 12 月 22 日一部変更
- 3 平成 24 年 7 月 5 日一部変更
- 4 平成 26 年 3 月 10 日一部変更
- 5 平成 28 年 3 月 11 日一部変更

別紙

自主的資源管理措置の履行確認手段について

各漁業者の行う自主的資源管理措置の履行確認にあたっては、下表左欄の各資源管理措置ごとに、右欄に掲げる各手法を用いることとし、併せて宮城県総合水産行政情報システムを活用する。

資源管理措置	履 行 確 認 手 段
休漁	漁協共販実績 魚市場電算情報 秋サケ委員会等議事録（復命書）
操業日数制限	漁協共販実績 漁協各支所開口委員会記録
操業時間制限	漁協各支所開口委員会記録
操業区域制限	漁協漁船漁業部会合同会議議事録（復命書） 監視員による確認記録
漁具・網目規制	使用漁具の現認及び写真
全長制限	漁協漁船漁業部会合同会議議事録（復命書）
種苗放流	魚市場電算情報 漁協支出経理簿 種苗放流実績

※上記の履行確認手段のほか、必要に応じて漁協組合長・支所運営委員長又は支所長からの聞取調査結果も添付するものとする。